

名古屋市告示第473号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の8第2項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第543号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時届出管理区域は、令和6年名古屋市告示第249号及び本告示により、その全てを解除します。

令和6年10月4日

名古屋市長 河村たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市緑区鳴海町字杜若42番1の一部、42番2の一部及び42番4の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課